

う職業訓練（イに該当する者にあつては、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に定める短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る）の普通職業訓練（次条第三項において「短期課程の普通職業訓練」という。）に限る。）を受けるために待しているもの

イ 次のいずれにも該当する者

(1) 四十五歳以上の者又は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和四十六年労働省令第二十四号）第三条第二項各号のいずれかに該当する者

(2) 常用労働者（同一の事業主に継続して雇用される労働者をいう。）として雇用されることを希望している者であつて、誠実かつ熱心に就職活動を行う意欲を有すると認められるもの

(3) 安定した職業に就いていない者

(4) 厚生労働省職業安定局長が定めるところにより算定したその者の所得の金額（配偶者（届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に所得があるときは厚生労働省職業安定局長が定めるところにより算定したその配偶者の所得の金額を加えた金額）に対し、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の規定により計算した所得税の額（この所得税の額を計算する場合には、同法第七十二条から第八十二条まで、第八十三条の二、第九十二条及び第九十五条の規定を適用しないものとする。）が厚生労働省職業安定局長が定める額を超えない者

口 漁業離職者求職手帳所持者

ハ 一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者

二 港湾運送事業離職者

三 就職促進手当は、前項第一号に該当する者にあつては高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第二十五条第一項の計画に準拠した同項各号に掲げる措置を受けける期間の日数に応じて、前項第二号から第六号までのいずれかに該当する者にあつては公共職業安定所が行う再就職を促進するために必要な職業指導を受ける期間の日

3 就職促進手当は、第一項各号のいずれかに該当する者の賃金日額（その算定については、雇用保険法第十七条の賃金日額の算定方法に準じて厚生労働省職業安定局長が定めるところによるものとし、算定した賃金日額が四千九百二十円（その額が第五項の規定により変更されたときは、その変更された額。同項において「賃金日額の最低額」という。）を下るときはその額とする。）に百分の五十（四千九百二十円以上一万二千九十九円以下の賃金日額（その額が同項の規定により変更されたときは、その変更された額）については百分の八十から第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率を減じた率）を乗じて得た金額を日額とする。ただし、事業主に雇用されたことがないことその他これに準ずる理由により当該日額によることができない者に係る就職促進手当の日額は、その居住する地域の区分に応じて厚生労働大臣が定める金額（その者が公共職業安定所の指示により就職活動を行つた日については、その額に厚生労働大臣が定める額を加算した額）とする。

4 一 百分の三十

二 賃金日額から四千九百二十円（その額が第五項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この号において同じ。）を減じた額を一万二千九十九円（その額が同項の規定により変更されたときは、その変更された額）から四千九百二十円を減じた額で除して得た率

5 厚生労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十日までをいう。以下の項及び第九項において同じ。）の平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額の四月分から翌年三月分までの各月分の合計額を十二で除して得た額をいふ。以下この項及び第九項において同じ。）が平成二十七年四月一日から始まる年度（この項の規定により自動変更対象額（賃金日額の最低額及び第三項の規定による就職促進手当の日額

の算定に当たつて、百分の八十から百分の五十までの率を乗ずる賃金日額の範囲となる額をいふ。)が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度)の平均給与額を超えて下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならない。

6 前項の自動変更対象額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

7 前二項の規定に基づき算定された各年度の八月一日以後に適用される自動変更対象額のうち、最低賃金日額(当該年度の四月一日に効力有する最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号))第九条第一項に規定する地域別最低賃金の額について、一定の地域ごとの額を労働者の人数により加重平均して算定した額に二十を乗じて得た額を七で除して得た額とする。(以下この項において同じ。)に達しないものは、当該年度の八月一日以後、当該最低賃金日額とす。

8 就職促進手当の支給を受けることができる者が自己の労働によつて収入を得た場合において、その収入の一日分に相当する額から千三百八十二円(その額が次項の規定により変更されたときは、その変更された額。同項において「控除額」という。)を控除した残りの額とその者に支給される就職促進手当の日額との合計額が第三項に規定する賃金日額の百分の八十に相当する額又は同項ただし書に規定するその者の居住する地域の区分に応じて厚生労働大臣が定める金額を超えないときは、就職促進手当の日額の全額を支給し、その合計額が当該賃金日額の百分の八十に相当する額又は当該厚生労働大臣が定める金額を超えるときは、同項の規定にかかるわらず、その超過額を就職促進手当の日額から控除した残りの額を支給し、その超過額が就職促進手当の日額を超えるときは、第一項の規定にかかるわらず、就職促進手当は支給しない。

9 厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十七年四月一日から始まる年度(この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度)の平均給与額を超えて、又は下るに至つた場合においては、その上昇規定期にかかるわらず、就職促進手当は支給しない。

昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならない。

第一項第一号から第六号までのいずれかに該当する者が、疾病又は負傷により、就職指導を受けることができない場合において、その期間が同項第一号又は第四号から第六号までのいずれかに該当する者にあつては継続して十四日を、同項第二号又は第三号のいずれかに該当する者にあつては九十日を超えるときは、同項の規定にかかわらず、それぞれ十四日又は九十日を超える期間は、就職促進手当を支給しない。

第一項各号のいずれかに該当する者が、偽りその他不正の行為により職業転換給付金の支給を受け、又は受けようとしたときは、当該事実のあつた日以後は、就職促進手当は支給しないものとする。

第一項第一号又は第四号から第七号までのいずれかに該当する者が、偽りその他不正の行為により法令又は条例の規定による職業転換給付金に相当する給付の支給を受け、又は受けようとしたときは、当該事実のあつた日以後は、就職促進手当は支給しないものとする。

第一項第二号又は第三号のいずれかに該当する者が、雇用保険法第十四条第二項第一号に規定する受給資格（以下この項において「受給資格」という。）を有する場合において同法第三十四条第一項（同法第三十七条第九項において準用する場合を含む。）の規定による給付の制限を受けたため基本手当若しくは傷病手当の支給を受けることができなくなつたとき、同法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格を有する者である場合において同法第三十七条の四第六項において準用する同法第三十四条第一項の規定による給付の制限を受けたため高年齢求職者給付金の支給を受けることができなくなつたとき、同法第三十九条第二項において規定する特例受給資格を有する者である場合において同法第四十条第四項において準用する同法第三十四条第一項の規定による給付の制限を受けたため特例一時金の支給を受けることができなくなつたとき、又は同法第四十五条若しくは第五十三条の規定に該当する場合において同法第五十二条第三項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による給付の制限を受けたため日雇労働求職者給付金の支給を受けること

ができないなくなつたときは、それぞれ基本手当手当は傷病手当の支給を受けることができなくなつた日の前日における支給残日数（当該基本手当の受給資格に基づく所定給付日数（同法第二十二条第一項に規定する所定給付日数をいい、同法第二十四条から第二十七条までの規定による所定給付日数を超える基本手当の支給（以下この項において「延長給付」という。）を受ける受給資格者については、当該所定給付日数に延長給付に係る日数を加えた日数をいう。）から既に基本手当若しくは傷病手当の支給を受けた日数を差し引いた日数（その日数が、基本手当又は傷病手当が支給されないこととなつた日の日数から当地該受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数を超えるときは、その日から当地該受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数（その日数を二十日（同法第三条第一項の認定を行なわれた日（同項の認定を受けない者については、同項の認定を行なわれるべき日）から起算して同条第一項各号に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該各号に定める日数を経過するまでの間（その間に同条第五項の規定による期間が経過する場合は、当該期間が経過するまでの間）、同法第四十条第三項の認定が行われた日（同項の認定を受けない者については、同項の認定が行われるべき日）から起算して三十日を経過するまでの間（その間に同項の規定による期間が経過する場合には、当該期間が経過するまでの間）又は同法第五十二条第三項に規定する期間が経過するまでの間は、就職促進手当は支給しないものとする。

ハ 就職先の賃金が同一地域において同種に従事する労働者に通常支払われる賃金に比べて不當に低いとき。

二 その他正当な理由があるとき。

二 公共職業能力開発施設の行う職業訓練を受けることその他その者の再就職を促進するために必要な事項についての公共職業安定所長の指示に従わなかつたとき。

就職促進手当の支給を受けた第一項第七号に該当する者が正当な理由がなくして、公共職業安定所長が指示した公共職業能力開発施設の行う職業訓練を受けなかつた場合には、その者に支給した就職促進手当に相当する額の全部又は一部を返還せらるべきとする。

第二条 法第十八条第一号に掲げる給付金は、基本手当、技能習得手当（受講手当及び通所手当とする。）及び寄宿手当（以下「訓練手当」という。）とする。

求職者であつて、公共職業安定所長の指示により職業訓練（求職者を作業環境に適応させる訓練及び介護労働者の雇用管理の改善等に関する訓練法律（平成四年法律第六十三号）第十八条第一項第四号の教育訓練を含む。以下同じ。）を受けているものに対して、支給するものとする。
一 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第二十二条の中高年齢失業者等求職手帳の発給を受けている者（次条第二項第一号において「中高年齢失業者等求職手帳所持者」ということ。）。

八 ものあると公共職業安定所長により認定されたもの母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十年法律第二百二十九号）第六条第一項に規定する配偶者のない女子であつて、二十歳未満の子若しくは別表に定める障害がある状態にある子又は同項第五号の精神若しくは身体の障害により長期にわたつて労働の能力を失っている配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。）を扶養しているもの（第六条の二第一項第一号において「母子家庭の母等」という。）のうち当該事由に該当することとなつた日の翌日から起算して三年以内に公共職業

九 沖縄失業者求職手帳所持者
十 漁業離職者求職手帳所持者
十一 一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者
十二 港湾運送事業離職者

訓練手当は、前項の規定に該当する者のほか、農業構造の改善に伴い農業従事者以外の営業に就こうとする農業従事者（他の安定した営業に就いているものを除く。）で前条第一項第七号イ（2）及び（4）に該当するもの（以下「離農転職者」という。）であつて、公共職業開発施設の行う短期課程の普通職業訓練を受ける

た日の翌日から起算して三年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをした者（前条第一項第七号イ（4）に該当するものに限る。）

限前業
力開発施設の行う短期課程の普通職業訓練を受け、又は公共職業安定所長の指示により作業環境に適応させる訓練を受けているものに対して、支給するものとする。

八の二 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項に規定する児童扶養手当を受けている同項に規定する児童の

4 訓練手当は、前二項の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれにも該当する駐留軍関係離職者等臨時措置法第二条に規定する駐留軍閑

父である者（第六条の二第一項第一号において「父子家庭の父」という。）のうち、当該児童が同法第四条第一項第二号に該当するこ

係離職者であつて、公共職業能力開発施設の行う職業訓練を受け、又は公共職業安定所長の指示により作業環境に適応させる訓練を受けてい

こととなつた日の翌日から起算して三年以内に、
公共職業安定所に出頭して求職の申込みをし、
二者

るものに対して、支給するものとする。
一 当該離職の日が昭和三十二年六月二十一日
以後であること。

八の三 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

二 駐留軍關係離職者等臨時措置法第二条第一号に掲げる者に該当する労働者若しくはこゝ以後ある。こゝ

四 一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者（本四連絡橋特別措置法第二条第六号の離職の日（以下この号において「離職日」という。）において三十五歳以上の者に限る。）離職日の翌日から起算して二年

五 港湾運送事業離職者（第一条の四第一項第六号の離職の日（以下この号において「離職日」という。）において三十五歳以上の者に限る。）離職日の翌日から起算して二年

六号の離職の日（以下この号において「離職日」という。）において三十五歳以上の者に限る。）離職の日から起算して二年

（特定求職者雇用開発助成金）

持者（本四連絡橋特別措置法第二条第六号の離職の日（以下この号において「離職日」という。）において三十五歳以上の者に限る。）離職日の翌日から起算して二年

就業支度金（前項第一号から第五号までのいすれかに該当する者に係るものに限る。）は、当該各号に規定する離職の日の翌日からこれら者が事業主に雇い入れられ、又は事業を開始した日までの期間に応じて、支給する。

（特定求職者雇用開発助成金）

第六条の二 令第二条第二号に掲げる給付金（以下「特定求職者雇用開発助成金」という。）は、次の各号のいすれにも該当する事業主に対し、支給するものとする。

第一次のいすれかに該当する求職者（ロからチまでに該当する者にあつては六十五歳未満の求職者に限り、リからカまでに該当する者にあつては四十五歳以上六十五回未満の求職者に限り）。）である。法第十八条第一号又は第二号に掲げる給付金の支給を受け、又は受けられることができるもの（公共職業安定所長の指示により作業環境に適応させる訓練（その期間が二週間（障害者雇用促進法第二条第二号に規定する身体障害者（以下この条において「身体障害者」という。）又は知的障害者であつて、その身体障害又は知的障害の程度を勘案して厚生労働大臣が定めるものに係る訓練にあつては、四週間）以内のものを除く。）を受け、又は受けたことのある求職者であつて、当該訓練を行い、又は行つた事業主に雇い入れられるもの及び同一の事由により、雇用保険法の規定による求職者給付又は就職促進給付その他法令又は条例の規定による当該給付金に相当する給付の支給を受け、又は受けができる求職者を除く。）を公共職業安定所の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

六十歳以上の者

身体障害者

知的障害者

精神障害者

母子家庭の母等
父子家庭の父
中国残留邦人等永住帰國者
北朝鮮帰国被害者等
認定駐軍關係離職者
沖縄失業者求職手帳所持者
漁業離職者求職手帳所持者
一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者（本四連絡橋特別措置法第五条第一項に規定する実施計画について同項の規定により認定を受けた事業主以外の事業主に雇い入れられるものに限る。）

港湾運送事業離職者（第一条の四第一項第六号に規定する事業規模の縮小等の実施について同号の規定により認定を受けた事業主以外の事業主に雇い入れられる者に限る。）

力 イからワまでのいすれかに該当する者のほか、公共職業安定所長が就職が著しく困難であると認める者

二 前号の雇入れの日の前日から起算して六箇月前日の日から一年を経過した日までの間（次号において「基準期間」という。）において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

三 当該雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に雇用保険法第二十三条第三項に規定する特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

四 当該事業所の労働者の離職状況及び第一号の雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二 知的障害者

一 身体障害者

事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人を超えない事業主をいう。）にあつては、六十万円（厚生労働省職業安定局長の定める基準に満たないときは、厚生労働省職業安定局長の適用事業に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、雇用保険法第三十八条第一項第二号の厚生労働大臣の定める時間労働者（一週間の所定労働時間が、同一の時間未満である者をいう。以下この条において同じ。）として雇い入れる場合（次項各号に掲げる者を雇い入れる場合は除く。）における前項の規定の適用については、同項中「五十万円」とあるのは「三十万円」と、「六十万円」とあるのは「三十万円」と、「六十万円」とあるのは「四十万円」とする。

二 第一項第一号に該当する雇入れであつて、短時間労働者として次に掲げる者を雇い入れる場合における第二項の規定の適用については、同項中「五十万円」とあるのは「三十万円」と、「六十万円」とあるのは「八十万円」とする。

一 身体障害者

三 精神障害者

四 第一項第一号に該当する雇入れであつて、次に掲げる者を雇い入れる場合（短時間労働者として雇い入れる場合及び次に掲げる者を雇い入れる場合を除く。）における第二項の規定の適用については、同項中「六十万円」とあるのは「八十万円」とする。

一 身体障害者

九 第一項の規定にかかわらず、過去五年以内に偽りその他不正の行為により、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第二百二十二条に規定する雇用調整助成金その他の雇用保険法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした事業主に対しては、特定求職者雇用開発助成金を支給しない。

八 第一項の規定にかかわらず、過去五年以内に偽りその他不正の行為により、雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第二百二十二条に規定する雇用調整助成金その他の雇用保険法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした事業主に対しては、特定求職者雇用開発助成金を支給しない。

七 第一項の規定にかかる地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百四十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。）、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（その資本金の全部若しくは大部分が國からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を國からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人に限る。）、行政執行法人及び特定地方独立行政法人に對しては、特定求職者雇用開発助成金を支給しない。

五 精神障害者

六 第一項第一号に該当する雇入れであつて、次に掲げる者を雇い入れる場合（短時間労働者として雇い入れる場合を除く。）における第二項の規定の適用については、同項中「五十万円」とあるのは「一百二十万円」とする。

一 身体障害者

二 知的障害者

三 精神障害者

四 第一項第一号に該当する雇入れであつて、次に掲げる者を雇い入れる場合（短時間労働者として雇い入れる場合を除く。）における第二項の規定の適用については、同項中「五十万円」とあるのは「一百万円」と、「六十万円」とあるのは「二百四十万円」とする。

一 障害者雇用促進法第二条第三号に規定する重度身体障害者

二 重度身体障害者

三 四十五歳以上の身体障害者（第一号に掲げる者を除く。）

十 第一項の規定にかかるわらば、過去五年以内に偽りその他不正の行為により、雇用保険法施行規則第二百二条の二に規定する雇用調整助成金その他の雇用保険法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、又は受けようとした事業主又は事業主団体若しくはその連合団体の役員等（偽りその他不正の行為に関与した者に限る。）が、事業主の役員等である場合は、当該事業主に対しては、特定求職者雇用開発助成金を支給しない。

十一 第一項の規定にかかるわらば、過去五年以内に偽りその他不正の行為により、雇用保険法施行規則第二百二条の二に規定する雇用調整助成金その他の雇用保険法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、又は受けようとした事業主団体若しくはその連合団体の役員等（偽りその他不正の行為に関与した者に限る。）が、事業主の役員等である場合は、当該事業主又は事業主団体若しくはその連合団体が当該給付金の支給を受け、又は受けようとしたことがあり、当該代理人等が特定求職者雇用開発助成金に關与している場合は、当該特定求職者雇用開発助成金は、事業主に對しては、支給しないものとする。

十二 偽りその他不正の行為により特定求職者雇用開発助成金の支給を受けた事業主がある場合に

四 四十五歳以上の知的障害者（第一号に掲げる者を除く。）

は、都道府県労働局長は、その者に対して、支給した特定求職者雇用開発助成金の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた特定求職者雇用開発助成金については、当該返還を命ぜる額の二割に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

前項の場合において、代理人等が偽りの届出、報告、証明等をしたため特定求職者雇用開発助成金が支給されたものであるときは、都道府県労働局長は、その代理人等に対し、その特定求職者雇用開発助成金の支給を受けた者と連帶して、同項の規定による特定求職者雇用開発助成金の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることができる。

都道府県労働局長は、次の各号に該当する場合は、次項各号に定める事項を公表することができる。

一 事業主が偽りその他不正の行為により、特定求職者雇用開発助成金の支給を受け、又は受けようとした場合

二 代理人等が偽りの届出、報告、証明等を行い事業主が特定求職者雇用開発助成金の支給を受け、又は受けようとしたことがある場合は、次号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 前項第一号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 偽りその他不正の行為を行つた事業主の氏名並びに事業所の名称及び所在地

ロ 偽りその他不正の行為を行つた事業主の事業の概要

ハ 偽りその他不正の行為により、事業主が支給を受け、又は受けようとした特定求職者雇用開発助成金の支給を取り消した日、返還を命じた額及び当該返還の状況

二 前項第二号に該当する場合 次に掲げる事項

イ 偽りの届出、報告、証明等を行つた代理人等の氏名並びに事業所の名称及び所在地

ロ 偽りの届出、報告、証明等を行つた代理職者雇用開発助成金の支給を取り消した日、返還を命じた額及び当該返還の状況

ハ 偽りの届出、報告、証明等の内容

第七条 職業転換給付金（特定求職者雇用開発助成金を除く。以下この項において同じ。）の支給を受けることができる者が、同一の事由により、雇用保険法の規定による求職者給付及び就業転換給付金に相当する給付の支給を受けることができる場合には、当該支給事由によつては、当該職業転換給付金は支給しないものとする。ただし、当該相当する給付の額が当該職業転換給付金の額に満たないときは、当該職業転換給付金の額から当該相当する給付の額を控除した残りの額を職業転換給付金として支給することができる。

2 就職促進手当の支給を受けることができる者が、公共職業安定所長の指示により職業訓練を受ける場合において訓練手当の支給を受けることとなつたときは、当該職業訓練を受ける間は、就職促進手当を支給しない。その者が正当な理由がなく当該職業訓練を受けなかつたために訓練手当の支給を受けることができなくなつた場合においては、そのためにその支給を受けることができない間も、同様とする。

3 第一条の四第一項第一号又は第四号から第六号までのいずれかに該当する者が公共職業安定所長の指示により職業訓練を受ける場合において、訓練手当のうちの基本手当の日額がその者の第一条の四第三項本文に規定する日額に満たないときは、同条第三項及び前項の規定にかかわらず、当該第一条の四第三項本文に規定する日額から当該基本手当の日額を控除した残りの額を就職促進手当として、その者に支給する。（法第二十四条第一項の厚生労働省令で定める事業規模の縮小等）

第七条の三 法第二十四条第一項の厚生労働省令で定める事業規模の縮小等は、経済的事情によつて行われた届出又は通知に係る者を除き、自己の都合又は自己の責めに帰すべき理由によらないで離職する者（天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつたことにより離職する者を除く。）の数が三十以上となる場合とする。

一 日日又は期間を定めて雇用されている者（日日又は六月以内の期間を定めて雇用された者であつて、同一の事業主に六月を超えて引き続き雇用されるに至つているもの及び六月を超える期間を定めて雇用された者であつて、同一の事業主に当該期間を超えて引き続き雇用されるに至つているものを除く。）

二 学校又は専修学校を卒業した者は学生又は専修学校の生徒であつて卒業することが見込まれる者及び前号に掲げる者に準ずるもの

ハ 総合大학교의行う職業訓練を修了した者

ハ 学校教育法第百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する者であつて卒業する

（調整）

第七条 職業転換給付金（特定求職者雇用開発助成金を除く。以下この項において同じ。）の支給を受けることができる者が、同一の事由により、雇用保険法の規定による求職者給付及び就業転換給付金に相当する給付の支給を受けることができる場合には、当該支給事由によつては、当該職業転換給付金は支給しないものとする。ただし、当該相当する給付の額が当該職業転換給付金の額に満たないときは、当該職業転換給付金の額から当該相当する給付の額を控除した残りの額を職業転換給付金として支給することができる。

2 再就職援助計画は、様式第一号によるものとする。
(再就職援助計画の認定の申請)

第七条の四 法第二十四条第三項の認定の申請は、再就職援助計画の作成又は変更後遅滞なく、再就職援助計画（様式第一号）に当該再就職援助計画に係る事業規模の縮小等に関する資料を添えて、当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することによって行わなければならない。ただし、当該再就職援助計画が産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第二項に規定する認定事業再編計画（以下この条において「産業競争力強化法に基づく認定事業再編計画」という。）に従つて実施する事業再編（同法第二条第十一項に規定する事業再編をいう。）又は農業競争力強化法（平成二十九年法律第三十五号）第十九条第二項に規定する認定事業再編計画（以下この条において「農業競争力強化支援法に基づく認定事業再編計画」という。）又は農業競争力強化法に基づく認定事業再編計画（以下この条において「農業競争力強化支援法に基づく認定事業再編計画」という。）に従つて実施する事業再編（同法第二条第五項に規定する事業再編をいう。）に伴う離職に係るものであるときは、当該資料について、当該産業競争力強化法に基づく認定事業再編計画又は当該農業競争力強化支援法に基づく認定事業再編計画の写しをもつて代えることができる。

第七条の五 前二条の規定は、法第二十五条第一項の規定による再就職援助計画の作成若しくは変更又は認定の申請について準用する。
(大量の雇用変動の届出等)

二 試の使用期間中の者（同一の事業主に十四日を超えて引き続き雇用されるに至つている者を除く。）

第九条 法第二十七条第一項の規定による届出は、前条に該当する大量雇用変動がある日（当該大量雇用変動に係る離職の全部が同一の日に生じない場合にあつては、当該大量雇用変動に係る最後の離職が生じる日の少なくとも一ヶ月前に、大量離職届（様式第二号）を当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することによって行わなければならない。

第十条 法第二十七条の二第一項の通常の労働者に準ずる者として厚生労働省令で定める者は、短時間正社員（期間の定めのない労働契約を締結している労働者であつて、一週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の一周間の所定労働時間に比し短く、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいう。）と

第十一条 法第二十七条の二第一項の厚生労働省令で定める施設は、専修学校とする。

第十二条 法第二十七条の二第一項のその他厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

一 公共職業能力開発施設（職業能力開発促進法第十五条の七第一項各号（第四号を除く。）に掲げる施設をいう。次号ロにおいて同じ。）又は職業能力開発総合大学校の行う職業訓練を受ける者であつて修了することが見込まれるもの

二 次に掲げる者であつて、学校の生徒若しくは学生又は専修学校の生徒であつて卒業する

ことが見込まれる者及び前号に掲げる者に準ずるもの

ハ 公共職業能力開発施設又は職業能力開発

ハ 学校教育法第百三十四条第一項に規定す

る各種学校に在学する者であつて卒業する

置要請」という。)をするときは、当該措置要請に係る措置の内容及びその理由を記載した書面を添えるものとする。

2 措置要請を行つた地方公共団体の長(第四項において「要請地方公共団体の長」という。)は、法第三十七条第一項の規定により厚生労働大臣の権限の委任を受けた都道府県労働局長であつて当該地方公共団体を管轄するものから法第三十二条第二項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、当該措置要請について、自ら同条第一項から第三項までの権限を行うよう求めることができる。

3 前項の求めがあつたときは、厚生労働大臣は、当該措置要請について自ら法第三十二条第一項から第三項までの権限を行うものとする。

4 厚生労働大臣は、法第三十二条第三項の規定により同条第二項の通知に係る意見を聽く者を選定するに当たつては、措置要請の内容に応じ、次の各号に掲げる者のうちから要請地方公共団体の長の意見を聴いて選定するものとする。

一 学識経験者

二 措置要請に關係する地方公共団体の長が必要と認める者

(協定の締結等)

第十三条の二 都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、当該地方公共団体を管轄する公共職業安定所(次項において「管轄公共職業安定所」という。)の業務に関する事項について、当該都道府県労働局長が必要な措置を講ずること等により、国に行う職業指導及び職業紹介の事業等と当該地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるようにするための協定(以下「雇用対策協定」という。)を締結することができる。

2 都道府県労働局長は、雇用対策協定を締結している地方公共団体の長から、雇用対策協定の内容に係る措置要請があつたときは、当該措置要請の内容が法令又は予算に違反する場合その他、当該措置要請の内容について管轄公共職業安定所の業務に反映させない合理的な理由がある場合を除き、当該業務に反映させるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 都道府県労働局長及び地方公共団体の長は、雇用対策協定を実施するための計画の作成に関

する協議及び当該計画の実施に係る連絡調整を行つたため、都道府県労働局長及び地方公共団体の長その他の関係者により構成される協議会を組織することができる。

第十四条 厚生労働大臣は、法第三十四条第一項の規定により、事業主に対して労働者の雇用に関する状況その他の事項についての報告を命じるときは、当該報告すべき事項及び当該報告を命じる理由を書面により通知するものとする。

2 法第三十四条第二項の証明書は、様式第四号(権限の委任)

第十五条 法第三十七条第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第二十七条规定する厚生労働大臣の権限

二 法第三十二条第一項から第三項までに規定する厚生労働大臣の権限

三 法第三十三条第一項に規定する厚生労働大臣の権限

四 法第三十六条第一項に規定する厚生労働大臣の権限

五 法第三十五条に規定する厚生労働大臣の権限

六 法第三十六条规定する厚生労働大臣の権限

前項(第二号に係る部分を除く。)の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、法第二十七条第一項及び第二項、第二十八条第一項及び第三項、第三十三条第一項、第三十四条第一項並びに第三十五条に規定する事業主又は國若しくは地方公共団体の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に委任する。ただし、都道府県労働局長が自らその権限を行うことを妨げない。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。(漁業離職者に係る職業転換給付金の支給に関する暫定措置)

附 則 (施行期日)

特定求職者雇用開発助成金は、第一条の四第一項、第二条第二項から第五項まで、第三条第二項及び第六項、第四条第一項及び第二項、第五条第一項、第六条第一項並びに第六条の二第一項の規定に該当する者のほか、次の各号に定められたものに対する支給するものとする。

一 就職促進手当は、漁業離職者(漁業經營の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)第十二条に規定する者)のうち、船員法第一条第一項第三号の漁船の範囲を定める政令第二号の漁船の範囲を定める省令(令和二年国土交通省令第九十五号)第一条第一項第一号に掲げる沖合底引き網漁業のうち、北緯四十三度の線以北、東経百三十九度の線以東の太平洋の海域を操業区域とするもの、同項第二号に掲げる以西底引き網漁業、同項第四号に掲げる大中型まき網漁業のうち、北緯二十一度の線以北、東経百四十度の線以東、東経百七十九度の線以西の太平洋の海域(オホーツク海及び日本海の海域を除く。)を操業区域とするもの、島根県と山口県の最大高潮時海岸線十一度の線以北、東経百三十二度の線以東、東経百三十五度の線以西の太平洋の海域(日本海の海岸線を除く。)を操業区域とするもの並びに東シナ海及び南シナ海の海域を操業区域とするもの、同項第八号に掲げる遠洋かつお・まぐろ漁業若しくは同項第九号に掲げる近海かつお・まぐろ漁業(総トン数十トン以上三百トン未満の動力漁船によるものを除く。)又は中型いか釣り漁業(総トン数三十トン以上二百トン未満の動力漁船により釣りによつていかをとることを目的とする漁業をいう。)若しくは東シナ海はえ繩漁業(北緯二十八度線以北、東経百二十五度の線以東、東経百二十七度の線以西の東シナ海の海域において総トン数十トン以上の動力漁船によりはえ繩を使用してあまだい又はふぐをとることを目的とする漁業をいう。)に從事していた者(船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員(以下「船員」という。)となろうとする者を除く。)を妨げない。

二 訓練手当は、手帳所持者である漁業離職者であつて、公共職業安定所長の指示により職業訓練を受けているもの又は失業日(次条第四号第六号において同じ。)において四十歳未満の漁業離職者(失業日においてその者が四十歳以上であるとみなした場合に同項又は附則第四条第一項の規定により漁業離職者求職手帳の発給を受けることができる者であつて、失業日又は同項第一号のその失業をするに至つた日の翌日から起算して三箇月以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをしたものに限る。)であつて、公共職業安定所長の指示により令和十年六月三十日までの間に受講を開始した職業訓練を受けているもの又は特定求職活動支援費は、手帳所持者である漁業離職者であつて、公共職業安定所長の指示により広範囲の地域にわたる求職活動をするもの又は特定求職活動関係役務の利用をするものに限る。

三 求職活動支援費は、手帳所持者である漁業離職者であつて、公共職業安定所長の指示により広範囲の地域にわたる求職活動をするもの又は特定求職活動関係役務の利用をするものに限る。

四 移転費は、手帳所持者である漁業離職者であつて、公共職業安定所の紹介した職業(雇用期間が著しく短いものを除く。)に就くため、又は公共職業安定所長の指示した職業訓練を受けるためにその住所又は居所を変更するもの(その住所又は居所の変更が必要であると公共職業安定所長が認める者に限る。)の職場適応訓練費は、都道府県知事の委託を受けて、手帳所持者である漁業離職者にて作業環境に適応させる訓練を行う事業主又は第二号の規定に該当する漁業離職者について令和十年六月三十日までの間に開始した作業環境に適応させる訓練を行う事業主

六 就業支度金は、手帳所持者である漁業離職者であつて、失業日の翌日から起算して二年内に、公共職業安定所の紹介により継続して雇用される労働者として雇い入れられ、又は事業(当該事業により当該手帳所持者である漁業離職者が自立することができると公共

附 則 (平成四年一〇月五日労働省令第三一号)

1 この省令は、公布の日から施行し、平成四年十月一日から適用する。
2 平成四年十月一日前の日に係る就職促進手当の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成五年二月二日労働省令第一号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成五年四月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成五年四月一日から施行する。雇用対策法施行規則の一部改正に伴う経過措置

(施行期日)

第一条 この省令は、平成五年四月一日から施行する。雇用対策法施行規則の一部改正に伴う経過措置

附 則

(平成五年六月二十五日労働省令第二号)

第一条 この省令は、平成五年八月一日から施行する。

附 則 (平成五年七月二十七日労働省令第二号)

第一条 この省令は、平成五年八月一日から施行する。

附 則 (平成六年二月九日労働省令第四号)

第一条 この省令は、平成六年二月九日から施行する。

附 則 (平成六年二月九日労働省令第二号)

第一条 この省令は、平成六年二月九日から施行する。

4 新規則第百十九条第八項本文の規定にかかる用開発助成金又は改正後の雇用対策法施行規則第六条の二第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金(以下「特定求職者雇用開発助成金」という)であつて重度障害者の雇入れに係るもの支給を受けることができる事業主が、同令第二号)第五条第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金又は炭鉱離職者に係る職業転換給付金の支給基準に関する省令(昭和五十六年通商産業省・労働省令第三十五回)第十八条の二第一項第一号から第三号までに掲げる者(以下「重度障害者」という)に係るものに限る。障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十五回)第十八条の二第一項第一号から第三号までに掲げる者(以下「重度障害者」という)に係るものに限る。)の支給を受けることができる場合であつて、当該事業主がこの省令の施行の日前に旧規則第百十二条第二項第一号の規定に基づき同号口に規定する計画を同号口に規定する公共職業安定所の長に提出し、かつ、当該支給を受けることができる特定求職者雇用開発助成金の係る雇入れの日(以下この項において「雇入日」という)が新規則第十五条第六項に規定する緊急雇用対策期間のいづれかの日であるときには、当該支給事由によつては、地域雇用奨励金は支給しないものとする。ただし、当該事業主が旧規則第百十二回第二項第二号イに規定する対象特定雇用機会増大促進地域事業主である場合には、同項第一号ハ(2)に規定する完了日から起算して一年を経過した日から起算して六箇月の期間について地域雇用奨励金を支給するものとする。

1 この省令は、平成七年七月二九日から施行する。
2 この省令は、平成六年八月一日から施行する。
3 この省令は、平成六年九月三〇日労働省令第一号)抄
4 新規則第百十九条第八項本文の規定にかかる用開発助成金又は改正後の雇用対策法施行規則第六条の二第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金(以下「特定求職者雇用開発助成金」という)であつて重度障害者の雇入れに係るもの支給を受けることができる事業主が、同令第二号)第五条第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金又は炭鉱離職者に係る職業転換給付金の支給基準に関する省令(昭和五十六年通商産業省・労働省令第三十五回)第十八条の二第一項第一号から第三号までに掲げる者(以下「重度障害者」という)に係るものに限る。障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十五回)第十八条の二第一項第一号から第三号までに掲げる者(以下「重度障害者」という)に係るものに限る。)の支給を受けることができる場合であつて、当該事業主がこの省令の施行の日前に旧規則第百十二条第二項第一号の規定に基づき同号口に規定する計画を同号口に規定する公共職業安定所の長に提出し、かつ、当該支給を受けることができる特定求職者雇用開発助成金の係る雇入れの日(以下この項において「雇入日」という)が新規則第十五条第六項に規定する緊急雇用対策期間のいづれかの日であるときには、当該支給事由によつては、地域雇用奨励金は支給しないものとする。ただし、当該事業主が旧規則第百十二回第二項第二号イに規定する対象特定雇用機会増大促進地域事業主である場合には、同項第一号ハ(2)に規定する完了日から起算して一年を経過した日から起算して六箇月の期間について地域雇用奨励金を支給するものとする。

1 この省令は、平成八年三月一日から施行する。
2 この省令は、平成八年三月一日から施行する。
3 この省令は、平成八年三月一日から施行する。
4 新規則第百十九条第八項本文の規定にかかる用開発助成金又は改正後の雇用対策法施行規則第六条の二第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金(以下「特定求職者雇用開発助成金」という)であつて重度障害者の雇入れに係るもの支給を受けることができる事業主が、同令第二号)第五条第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金又は炭鉱離職者に係る職業転換給付金の支給基準に関する省令(昭和五十六年通商産業省・労働省令第三十五回)第十八条の二第一項第一号から第三号までに掲げる者(以下「重度障害者」という)に係るものに限る。障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十五回)第十八条の二第一項第一号から第三号までに掲げる者(以下「重度障害者」という)に係るものに限る。)の支給を受けることができる場合であつて、当該事業主がこの省令の施行の日前に旧規則第百十二条第二項第一号の規定に基づき同号口に規定する計画を同号口に規定する公共職業安定所の長に提出し、かつ、当該支給を受けることができる特定求職者雇用開発助成金の係る雇入れの日(以下この項において「雇入日」という)が新規則第十五条第六項に規定する緊急雇用対策期間のいづれかの日であるときには、当該支給事由によつては、地域雇用奨励金は支給しないものとする。ただし、当該事業主が旧規則第百十二回第二項第二号イに規定する対象特定雇用機会増大促進地域事業主である場合には、同項第一号ハ(2)に規定する完了日から起算して一年を経過した日から起算して六箇月の期間について地域雇用奨励金を支給するものとする。

<p>附 則 (平成一五年四月三〇日厚生労働省令第八五号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十五年五月一日（次条において「施行日」という。）から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 就職促進手当の支給に係る離職の日が施行日前の日である者に対して支給する就職促進手当の日額については、なお従前の例による。</p> <p>施行日前に実施された職業訓練に係る特定職種受講手当の支給については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則 (平成一五年六月二五日厚生労働省令第一〇八号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十五年八月一日（次条において「施行日」という。）から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一五年七月二九日厚生労働省令第一二五号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十五年八月一日（次条において「施行日」という。）から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一五年九月三〇日厚生労働省令第一四五号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十五年十月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一六年三月二九日厚生労働省令第五三号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一六年四月一一日厚生労働省令第九五号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一六年七月二七日厚生労働省令第一一七号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十六年八月一日（次条において「施行日」という。）から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一七年四月一一日厚生労働省令第八二号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p>

<p>附 則 (平成一八年三月三一日厚生労働省令第七一号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は平成十八年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一九年四月二三日厚生労働省令第八〇号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一九年七月二三日厚生労働省令第九七号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一九年八月三日厚生労働省令第一〇二号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十一年二月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一九年八月三日厚生労働省令第一〇三号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十九年八月六日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一九年九月二五日厚生労働省令第一二二号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成一九年一月三〇日厚生労働省令第七七号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十一年二月一日から施行する。</p>

<p>附 則 (平成二〇年六月二七日厚生労働省令第一二〇号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成二〇年一月二八日厚生労働省令第一六五号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十年十二月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成二〇年一月三〇日厚生労働省令第七六号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成二一年三月三一日厚生労働省令第九九号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。</p>

<p>附 則 (平成二〇年六月二七日厚生労働省令第一二〇号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成二〇年一月二八日厚生労働省令第一六五号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十年十二月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成二〇年一月三〇日厚生労働省令第七六号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成二一年三月三一日厚生労働省令第九九号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。</p>

改正法附則第二条第一項の規定による届出について準用する。この場合において、改正後の新雇対則第十条第三項中「新たに雇い入れられ、又は離職する外国人が被保険者でない場合に」とあるのは「現に雇い入れている外国人に」と、「雇入れに係る届出にあつては第一項第一号から第四号までに掲げる事項と、離職に係る届出にあつては同項第一号から第三号」とあるのは「第一項第一号から第三号」と読み替えるものとする。

改正法附則第二条第二項の規定による通知を行なう場合には、新雇対則第十条第一項の規定は、同項中「新たに外国人を雇い入れた場合における届出にあつては次の各号（第五号を除く。）に掲げる事項と、その雇用する外国人が離職した場合における届出にあつては第一号から第三号まで、第五号及び第六号」とあるのは、「第一号から第三号まで」と読み替えて適用するものとする。

改正法附則第二条第二項の規定による通知を行なう場合には、新雇対則第十条第一項の規定は、同項中「新たに外国人を雇い入れた場合における届出にあつては次の各号（第五号を除く。）に掲げる事項と、その雇用する外国人が離職した場合における届出にあつては第一号から第三号まで、第五号及び第六号」とあるのは、「第一号から第三号まで」と読み替えて適用するものとする。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年一月二八日厚生労働省令第一六五号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年十二月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一月三〇日厚生労働省令第七六号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日厚生労働省令第九九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

2	前項に定めるもののほか、同項の規定による支給の実施のために必要な事項は、厚生労働省職業安定局長が定める。
第三条	雇用対策法施行規則の一部を改正する省令（平成十六年厚生労働省令第百十七号）附則
2	第二条の規定によりなお従前の例によるものとされた就職促進手当の日額の算定に係る同令による改正前の雇用対策法施行規則（昭和四十一一年労働省令第二十三号）第一条の規定の適用については、同条第七項中「一千三百六十九円」とあるのは「一千三百七十一円」とする。
附 則（令和元年五月七日厚生労働省令第一号）抄	（施行期日）
第一条	この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）	
第二条	この省令による改正前のそれぞれの省令で定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後のそれぞれの省令で定める様式によるものとみなす。
附 則（令和元年六月二八日厚生労働省令第二〇号）抄	（施行期日）
第一条	この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）	
第二条	この省令による改正前の法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。
第一条	この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。
（施行期日）	
第二条	この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2	この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
附 則（令和元年七月三一일厚生労働省令第二九号）	（施行期日）
第一条	この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）	
附 則（令和元年七月三一일厚生労働省令第四七号）	（施行期日）
第一条	この省令は、令和二年三月一日から施行する。
（経過措置）	
第二条	この省令の施行の日前に新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離れる。

2	この省令の施行の際現にあるこの省令による改正後の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
附 則（令和元年一二月二七日厚生労働省令第八六号）抄	（施行期日）
第一条	この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）	
第二条	この省令は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月一日）から施行する。
附 則（令和二年一月一四日厚生労働省令第一八号）	（施行期日）
第一条	この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）	
第二条	この省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
附 則（令和二年一二月二七日厚生労働省令第一三号）	（施行期日）
第一条	この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）	
第二条	この省令による改正後の様式（次項において「新様式」という。）は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第一項に規定する雇用促進計画の期間の初日が属する場合における同項に規定する雇用促進計画の提出については、なお従前の例による。
2	この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
附 則（令和二年一二月二八日厚生労働省令第六五号）	（施行期日）
第一条	この省令は、令和二年四月一日から施行する。
（経過措置）	
第二条	この省令による改正後の様式（次項において「新様式」という。）は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第一項に規定する雇用促進計画の期間の初日が属する場合における同項に規定する雇用促進計画の提出については、なお従前の例による。
2	この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
附 則（令和二年一二月二八日厚生労働省令第二〇号）	（施行期日）
第一条	この省令は、令和二年四月一日から施行する。
（経過措置）	
第二条	この省令による改正後の様式（次項において「新様式」という。）は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に労働施策の総合的な推進並びに労働者の

3	この省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
附 則（令和二年一二月二九日厚生労働省令第二九号）	（施行期日）
第一条	この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）	
第二条	この省令による改正後の様式（次項において「新様式」という。）は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に労働施策の総合的な推進並びに労働者の

2	この省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、新様式によるものとみなす。
附 則（令和元年七月三一일厚生労働省令第二九号）	（施行期日）
第一条	この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）	
第二条	この省令による改正後の様式（次項において「新様式」という。）は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に労働施策の総合的な推進並びに労働者の

様式第4号(郵便局用印面) (背面)		日本通運専用印
申 入 檢 查 証 明 書		
立 入 檢 查 証 明 書		
写 官 銀 直 氏 名 年月日		
		厚生労働大臣印
印 章 在交付		

様式第4号(表面)
この説明書は提出する者は、労働者側の総合的な経済情勢及び労働者の雇用の安定及び賃金の増加等に関する主張を各項目の欄により、事業主の事業所に立ち入り、業務の状況又は被験者等の他の人物を聴取せることができる。

(様式第5号) (第3面)

雇用促進計画-2(求人申込み見込み)

番号	事業所の名称 通用事業所番号	雇用保険 期間中の労働者の 求人件数見込み	うち雇用実績一般 登録者求人件数 見込み	募集・採用時期	職種・労働条件	公共職業安 定所への求 人提出希望	担当者名	電話番号
1						有・無		
2						有・無		
3						有・無		
4						有・無		
5						有・無		
6						有・無		
7						有・無		
8						有・無		
9						有・無		
10						有・無		

(注意)

労働者の求人件数見込みは、「雇用促進計画-1」の部署に対応させて記載してください。単一の事業所において、募集・採用時期、職種・労働条件等が異なる求人を提出する見込みがある場合は、欄を分けて記載してください。